平成２５年（フ）第２３３号
大阪府四條畷市岡山１丁目25―50、住民票上の住所大阪市阿倍野区旭町３丁目３番７―812号
債務者　松本　智広
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４８号
大阪市淀川区田川北３丁目４番22号
債務者　浅井真智子
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７４号
大阪市淀川区野中北２丁目１番27―203号
債務者　増本　幸子（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６号
沖縄県沖縄市高原１丁目３番72号　グリーンヒルハイツＮ―１
債務者　**花**城　明美
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１０号
沖縄県宜野湾市伊佐３丁目19番15号
債務者　糸嶺　由香（旧姓徳元）
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第２８号
静岡市葵区古庄３丁目22番45号　グレイスサンピュア201号、旧住所静岡市葵区古庄５丁目９番29号
債務者　藤ケ崎和也
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月19日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５７０号
静岡県掛川市大坂546番地の16
債務者　堤アンデルソンこと　ツツミ　アンデルソン　バルボサ
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５７１号
静岡県掛川市大坂546番地の16
債務者　マリニョ　アドリアナ　イナミネ（ＭＡＲＩＮＨＯ　ＡＤＲＩＡＮＡ　ＩＮＡＭＩＮＥ）
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１３号
愛知県豊川市八幡町鐘鋳場230番地
債務者　寺部由美子
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月22日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続終結

平成２４年（フ）第１３２号
千葉県市原市光風台３丁目515番地
破産者　三ツ木よし子
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３７号
茨城県下妻市下妻丁122番地の１
破産者　筑峯産業株式会社
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１４０号
栃木県下野市本吉田270番地
破産者　丸俊建材株式会社
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第４８号
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取1767番地の１
破産者　創優住建株式会社
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第１９５２号
愛知県小牧市川西２丁目26番地、商業登記簿上の本店所在地名古屋市熱田区三本松町12番24号
破産者　株式会社蒲廣
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５３２号
茨城県ひたちなか市相金町17番地の８
破産者　太十商事株式会社
1　決定年月日　平成25年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第５０４号
東京都武蔵村山市伊奈平４丁目７番地の６三善ビル205号
破産者　丸山　武広
1　決定年月日　平成25年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部